

第 28 回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 23 年 7 月 14 日（木）13:05～14:35

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用第 1208 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

樋口委員長、深尾委員長代理、安部委員、井伊委員、首藤委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

人事院事務総局総務課政策評価専門官、内閣府大臣官房企画調整課長、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長、警察庁情報通信局情報管理課企画第四係、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、総務省政策統括官（統計基準担当）付管理官補佐、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、環境省総合環境政策局環境計画課主査、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、若林内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

（1）重要検討事項の審議

5 議事録

○樋口部会長 それでは、定足数に達しましたので、ただいまから第 28 回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は、縣委員、阿藤委員、宇賀委員、佐々木委員、椿委員、津谷委員が所用のため御欠席です。急に熱中症もどきということで、お休みということとなった先生もおられますので、御事情を御推察いただきたいと思います。

このため、現在、部会成立のために必要な定足数をかろうじて維持しているという状況

です。効率的な審議進行に努めていきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほど、お願いいたします。

本日は前回会合で暫定的に選定いたしました重要検討事項のうち、3つについて取り上げたいと考えております。

1 番目、統計職員等の人材の育成・確保。

2 番目、オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供、二次的利用、調査票情報の提供について。

3 番目、行政記録情報等の活用についてでございます。

時間の関係で、時間が足りなくなった場合には2番までで打ち切りとなるかもしれませんが。人材の育成・確保及び二次的利用については、各府省からの取組み状況について、ヒアリングを行いたいと考えております。また、行政記録情報等の活用については、昨年の施行状況に関する基本計画部会の審議におきまして、本委員会が行政記録情報等の活用の推進について、更に調査研究を進めていくとされたところでございますので、その点を踏まえまして、これは事務局の方からその結果について報告をお願いします。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について説明をお願いします。

○内閣府統計委員会担当室長 それでは、簡単に紹介をさせていただきます。

議事次第にありますように、資料が7つございます。御確認をいただけたらと思っております。

○樋口部会長 それでは、まず1番目の統計職員等の人材の育成・確保に関する取組み状況について、審議してまいります。

本日は各府省から取組み状況について、一とおりの説明をいただいた後に、委員の皆様から質疑をしていただく予定でございます。

それでは、まず事務局から説明の段取りについてお願いします。

○内閣府統計委員会担当室若林参事官 それでは、資料2をまず御覧ください。

「1. 統計法施行状況報告の記載内容及び各府省からの説明のポイント」ということで書かせていただいておりますが、人材育成に関しましては、この法施行状況報告の中で大きく2つに分かれて、別々の場所に書かれております。

1つは、統計職員の育成の関係の部分で、中身は人事交流、人事評価などの中核的職員の育成に向けた取組みの話と国際社会で貢献できる人材育成の話。それから、人材育成・確保に向けた研究の取組みの話がございます。

もう一個、別の場所に学会等との連携の関係で、調査研究等の学識者との連携や人材育成における大学の講義等の活用などを書かれた部分がございます。これらを併せた資料を資料3としてお配りしておりますので、そちらの方を御覧ください。

これらの取組みにつきまして、3. に昨年度の法施行状況審議の際に第3ワーキンググループで示されました検討結果、取り組むべき統計整備の方向性を示しておりますけれども、そういったものも踏まえまして、特に21年度から変更、追加があった内容や22年度から実施することとされている内容を中心に、各府省は2～3分程度で説明をお願いします。

おります。

2. にありますように、説明実施府省は全部で 11 府省になりますが、これらの府省は先ほどの法施行状況報告の人材育成の関連で、いずれかの項目で実績の記載がございますけれども、各府省がすべての項目に実績があるというわけではございませんので、その辺だけは御注意ください。

私の方からの説明は、以上でございます。

○樋口部会長 それでは、各府省からの説明に移りたいと思います。ポイントを絞って御説明、御協力のほど、よろしく願いいたします。

総務省政策統括官室から順次お願いします。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 総務省政策統括官室です。我々のところでは、情報共有といったような府省横断的な取組みが中心になります。

資料3の6ページに取組みがございます。右側に⑥と書いている部分ですが、国際対応能力の向上の支援で、私どもでは各種の統計に係る国際会議の動向や国際的な課題について、政府部内の情報共有を行うといったことを通じて、国際的対応を的確に図るため、11の府省を構成員とする連絡会議を平成21年に設置いたしまして、22年度はこの会議を2回開催しております。これによって、いろいろな課題の情報共有を図ったところでございます。

もう一つは、⑦の最初の○です。この項目は人材の育成に向けて、諸外国の事例なども参考にしつつ研究をするということですが、これを行うために各府省を構成員といたしまして、統計リソース関係のワーキンググループがございますので、その場を活用することといたしまして、昨年11月の会議で研究テーマの募集を行いました。今後そのテーマの要望が寄せられれば、必要な情報収集、情報提供を行う予定にしております。なお、このワーキンググループにおきましては、各府省において諸外国の実情などを把握した場合には、その情報共有を行う場としても活用することとしております。

統括官室からは、以上です。

○樋口部会長 では、内閣府、お願いします。

○内閣府大臣官房企画調整課 内閣府でございます。内閣府の統計関係の部局といたしましては、内閣府の経済社会総合研究所が該当しまして、そこでの取組みが中心になっていきます。

資料3で内閣府と書いてありますのは、いろいろなところに散らばっておりますが、主だったところといたしましては、人材の交流、研修の実施といったところが中心になろうかと思えます。具体的に申し上げますと、内閣府では人材の確保、高度な統計分析の能力獲得という観点で、研究所におきまして、学識経験者の方に実際の統計の作成やSNAの推計の手法の研究開発作業に携わっていただいているところでございます。

もう一つ、人材の育成、統計をより効果的に活用する分析能力の向上、研修内容の充実を図るという観点から、経済研修所におきまして、大学の先生方を講師としてお招きいた

しまして、府内のみならず各省からも参加者を募りまして、統計の利活用あるいは計量モデルといったところの各種研修を実施しているところでございます。平成 22 年度は国内で延べ 450 名の参加者がございました。職員の国際会議における発言機会の増大もありますので、そのための英語研修も別途実施しているところでございます。

以上でございます。

○樋口部会長 総務省統計局。

○総務省統計局 総務省統計局でございます。私ども総務省では統計局のみならず、統計基準担当の政策統括官でございますとか統計研修所も一体的に人材育成をやっておりますので、まとめた御説明になるかと思えます。

資料 3 の 2 ページに全般的なことが書いてございます。私どもはある程度、人事のボリュームがございますので、基本的には部内の OJT を行い、それに各種の研修を組み合わせ、幅広い知識を職員に持たせるよう努めているところでございます。また、人事交流も積極的にやっているところでございます。

4 ページの③に統計研修所の取組みを若干書かせていただいております。統計研修所は去年、御提言いただきましたような政府横断的な研修機関として、各府省や地方公共団体からも研修生を受け入れているところでございまして、研修内容もいろいろと充実を図っているところでございます。

駆け足でございますが、6 ページに国際関係の取組みを幾つか書いてございます。従前からカンボジア統計局に対する支援などを実施しておりまして、国際的な貢献もやってございますし、国際会議に出席をしたときは基本的に日本から何かプレゼンテーションをするということで、積極的に日本の状況を海外に発信しているところでございます。

8～10 ページにかけて、学会との交流が書いてございます。私どもは学会に行って発表するだけでなく、先生方に御協力をいただきまして、共同研究などを実施しているわけでございますけれども、そういう成果を積極的にホームページに公表して、情報発信を図っているところでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

○樋口部会長 財務省。

○財務省大臣官房総合政策課 財務省でございます。財務省としましては、資料 2 の 1. の〇のところ、中核的職員の育成でございますけれども、人材育成の方は関係省庁との交流を実施しておりまして、研修につきましても担当職員が当省かなり少ないものですから、省内で実施可能な研修と合わせまして、総務省さんの統計等に積極的に参加させていただいております。

人事評価につきましても、統計担当職員に目標を立てていただいて、意欲的に実施をしていただいているところでございます。

学会等の連携等でございますが、当方と基幹統計調査で研究会を立ち上げてございまして、そちらの方で各統計の先生方の関連を深めているほか、適時、各先生方に御照会をさ

せていただきまして、御知見を拝借しているところでございます。

財務省は以上でございます。

○樋口部会長 文部科学省。

○文部科学省生涯学習政策局調査企画課 文部科学省でございます。2ページの統計職員等の人材の養成であります。調査企画課のみならず、省内全体にわたって統計調査手法研修を計画的に実施し、統計に関わる職員がこれに参加をしております。

4ページ、人事評価制度において統計関係のことは入れるということではありますが、統計部局に所属する主な統計関係職員については、統計の専門性の向上に関連する事項を人事評価の業務評価の目標に設定をしているところであります。

6ページ、国際関係であります。OECDなどの国際統計関係会議に5回、職員延べ8名を出席させております。

10ページ、大学等との連携の強化であります。大学の研究者を統計調査主管課の統計調査協力者として5名を委嘱して、専門的な観点からの助言をいただいているところであります。

以上です。

○樋口部会長 厚生労働省。

○厚生労働省統計情報部 資料にいろいろ書いてございますけれども、ポイントだけ御説明をしたいと思います。

2ページの①の真ん中辺りに厚生労働省がございます。統計情報部への転入者あるいは新規採用者を対象といたしました統計の基礎コースや、統計の企画担当職員を対象にいたしました推測統計とか、あるいは標本統計の知識を習得する統計基本コースを大体年6回、延べ119名程度の研修を行っております。統計利用部局への人事異動なども実施いたしております。

4ページの②の中ほどでございます。人事評価につきましては、統計の専門性向上に関する事項を目標として設定するように努めておりますし、組織の目標といたしましても研修に参加させるということ掲げて、統計の専門性の向上に努めているところでございます。あとはお読みいただければと思います。

○樋口部会長 農林水産省。

○農林水産省統計部 まず一番右の欄にあります①の人材育成に関してでございます。私どもとしましては、人材育成方針を策定いたしまして、現場感覚や農林水産省全般に関する知見を備えた人材を育成するというところで、本省と地方、省内他部局との人事交流を積極的に推進しているところでございます。

②の人事評価の関係でございますが、私どもは組織目標としまして、まず正確性の確保ですとか、あるいはデータの迅速かつ的確な提供といった統計の信頼性確保に資する事項をまず設定しまして、その上で各職員に対しまして、統計調査の実施とりまとめを的確に行う。こういったことに目標を置いてやるようにということで促しているところでござい

ます。

⑫に大学の講義の受講などで人材育成をやるということが示されているわけですが、私どもとしましては、こちらから人を出すというよりは、どちらかと言いますと、当部で実施します統計の専門研修に大学のそういった先生を講師としてお招きをしまして、統計学の講義をいただくということをしかり取り組んでいるところでございます。

いずれにしましても、農林統計におきましては、統計の知識ということだけではなくて、農水全般の知識を備えた現場職員によります調査、審査がまずは的確に行われるということが重要でございますので、OJTを中心に人材育成に努めているということでございます。

以上です。

○樋口部会長 人事院。

○人事院事務総局総務課 人事院でございます。人事院の方も資料に記載しているとおりでございますけれども、中核的職員の計画的な育成・確保の推進という点について、2ページでございますとおり、10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については統計の利用部局と作成部局からの移動を行っているところでございます。

人事評価の関連で4ページでございますとおり、統計業務の実実施計画やデータ作成、分析、専門研修の受講による統計専門能力の向上等を人事評価における業績目標として設定するよう努めているところでございます。

人事院は以上でございます。

○樋口部会長 警察庁。

○警察庁情報通信局情報管理課 警察庁でございます。警察庁からは1点、中核的職員の計画的育成・確保の推進ということで、人事評価制度において、どのように評価しているかということをお答えいたしております。

4ページの②でございますとおり、統計関連職員では従前から迅速かつ正確な統計作成や作成した統計の適切な分析等を業務目標として掲げておりますので、今後も引き続き、目標として設定していくよう努めていく所存でございます。

以上です。

○樋口部会長 環境省。

○環境省総合環境政策局環境計画課 環境省でございます。環境省では統計に関係する部局に対して、基本計画の記述について連絡会を開催し、周知を図っております。関係部局が収集した統計に関する諸外国の事例については、例えば OECD 環境 Outlook 2030 を翻訳するなど、省内の関係職員において情報を共有し、統計職員の能力向上を図っております。

また、環境関係の統計の調査に当たっては、環境分野の分析用の産業関連表について、検討会を大学教授や専門家等の意見を踏まえつつ、適切に実施することにしていきます。内閣府が開催する研修を実施し、知見を深めて具体的な統計業務に即した必要性を踏まえ、

適切な対応を行っております。

以上です。

○樋口部会長 国土交通省。

○国土交通省総合政策局総合政策局情報政策課 幾つかございますけれども、1つだけ紹介したいと思います。資料3の8ページの⑩でございます。統計の作成に当たって、学識経験者の知見を幅広く活用したというものでございます。具体的には観光に関する統計でございまして、観光統計の整備に関する検討懇談会を設置いたしまして、この結果を昨年度の調査の充実等に生かしてございます。更にその検討結果、分科会における検討結果も含めまして、官公庁のホームページで公表するなど、情報共有に努めているところでございます。

以上でございます。

○樋口部会長 最後に経済産業省。

○経済産業省大臣官房調査統計グループ 経済産業省では資料3にあるとおり、各項目にそれぞれ対応しております。

ポイントだけ申し上げますと、まず研修です。調査の実務、統計分析を内容とする研修を毎年行っています。22年度につきましては、統計基礎、ミクロ、マクロ経済基礎、経済分析の基礎応用といったものを中心に15コースの講座を実施して、質的向上に努めているところです。

人事交流、学会等の連携という観点では、まず人事交流ですけれども、専門的な能力の向上に配慮しつつ、省内において統計利用部局と作成部局間の異動を行うなどして、専門的人材の計画的に育成に努めています。

他省庁との関係ですけれども、統計局、統括官室との人事交流を行っています。大学との関係ですが、職員の大学への講師派遣。一方で大学の職員を非常勤職員として迎えるなどの人材交流を行っています。そのほかでは内閣府のSNA部局、日銀の企業物価指数関係のところに職員を派遣しているところです。

以上です。

○樋口部会長 以上、12の府省から説明をいただきましたが、どこか漏れているところはないでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ただいまの各省からの説明につきまして、御質問等がございましたら、願います。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 私は6ページにある⑦でしょうか。各府省が自分たちで研究をして、将来の専門能力の目標設定とか、そういう方策を考えるということなんですけれども、8ページで御説明もありましたが、いろいろと研究は始められていると思うんですが、実際の具体的成果ですね。どういう方向性をその中から得られたか。あるいはそうでなければ、これは22年度から始めるということなので、始まったばかりですけれども、どういう方向性

が研究を通じて得られたかどうかをお聞きしたい。

具体的に例えば経済産業省は外国に行かれて調査をされたようですし、あるいは部局を持たれているような大きい府省について、質問をしたいと思います。

○樋口部会長 それでは、今、御指名のありました経済産業省、まずお願いします。

○経済産業省大臣官房調査統計グループ 報告してあるとおり、22年度欧州主要国の産業統計事業について実際に行って、それぞれヒアリング等をしてきました。その中で統計部局の人材育成についてもヒアリングを行ったと聞いています。

具体的には、英、仏、ユーロスタット、ドイツといったところに行っておりますけれども、イギリス、フランスでは国の学術機関との交流を図ってしまして、学生時代から公的統計の知識の習得とかをさせて、その職員を採用できるような基盤があるというようなことがわかっています。そういった人材を採用後、それぞれの採用した部門でいろいろな経験をさせることで、知見の蓄積であるとか、研修プログラムを用意していると聞いていますけれども、中期的な視線で人材育成を行っているというようなことが欧州に行きって判明したということです。

以上です。

○樋口部会長 それを参考に今後、採用の段階からキャリア形成という視点で、日本でも参考にしていこうと考えていらっしゃるということですか。

○経済産業省大臣官房調査統計グループ そこまではまだ考えておりません。

○樋口部会長 それがわかりましたというところですか。

○経済産業省大臣官房調査統計グループ 現在はそういうところです。

○樋口部会長 人数の大きな組織ということで、総務省統計局。

○総務省統計局 総務省統計局は6ページに書いてございますけれども、先生方にも多分お配りしてございます諸外国の統計研修に関する資料、いろいろな会議で配付された資料でございますとか、アメリカセンサス局の資料なども集めまして翻訳して、こういう冊子をお配りしておるかと思います。

これを参考にしながら、全体の研修体系を今後考えてまいりたいということでございまして、具体的にどういう方向性が出たかというところまでは、我々も検討中でございますけれども、今後、こういう資料を基に検討をしてみたいということでございます。

○樋口部会長 あとはどこがよろしいでしょうか。厚生労働省はどうでしょうか。

○厚生労働省統計情報部 資料にあるとおりでございまして、できるだけ人材育成は図ってきておりますが、具体的にこれが成果として上がったというのは、言いがたいような状況でございます。

○樋口部会長 今、着手したというところで、どうも課題が少しずつ見えてきているので、その方向に向かって、今後検討を続けると考えてよろしいでしょうか。行って調べてきましたということで終わるわけではないと思うので、それを参考に進めていこうということだろうと思うのですが、そう評価してよろしいですか。

○経済産業省大臣官房調査統計グループ 例えば欧州などを見ていると、学会との交流の度合いとか、専門職の度合いが、我々はまさに国家公務員としてやって、いわゆる国家公務員試験で入ってくるというパスではなくて、そこが全く違っているところがあります。

結局、今のツールの中でできるのは、冒頭説明を申し上げたのですけれども、大学にこちらから派遣するということと、大学の非常勤という形で今は2人来ていただいて、実際にこちらで仕事をいただいています。そういうところから入って行って、協力をしてくるのかなど。

これはどこの役所でもそうだと思いますけれども、いわゆるスタッフ職みたいなものができて来たものですから、ちょうど7月の頭にスタッフ職を1人増やして、元は役人ですけれども、そこで研究とか解析を含めてやってもらおうという形をやっていきます。公務制度の中でできることはやっていきたいと考えています。

○樋口部会長 統計部局だけ切り出してというのは難しいところがあると思うんですが、全体として、そういうものに対する専門職とか、高度専門人材についての育成の一環としては、今後検討していただくということではよろしいでしょうか。

統計局はそれでよろしいですか。

○総務省統計局 大体お答えいただいたことと我々も同じ感触を持ってございまして、外国では日本とはキャリアパスの違うところがございまして、参考にできるところは参考にしつつ、研修体系を考えていきたいということでございます。

○樋口部会長 統計局は今採用の段階で、数学の方を採用するという事はやっていますね。

○総務省統計局 やってございます。

○樋口部会長 その方を統計部門にということですか。

○総務省統計局 優先的と言いますか、ある程度他部局も経験させるということもございまして、基本的に統計の専門職員として育てていくということでございます。

○樋口部会長 厚生労働省は検討を今後していくということでよろしいでしょうか。

○厚生労働省統計情報部 できるだけ努力をしていきたいと思っております。

○樋口部会長 山本先生から何かありますか。

○山本委員 これは今年度からということなので、現時点で具体的な成果を得るという訳には行かないと思っておりますけれども、自分たちで研究をして、自分たちで変えていくというのが基本スタンスとして非常に重要だと思っておりますので、是非そういう方向で実現に向けて推進していただきたいと思っております。

○樋口部会長 首藤委員、どうぞ。

○首藤委員 5ページの2つ目の○です。各省庁の御努力の状況のお話をいただいたかと思いますが、特に「統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省における情報共有、対応力の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する」。省

庁を超えての全体の戦略的な国際対応力の向上は、非常に重要なことだろうと思っております。

これは平成 21 年度から実施するという事で、総務省の方で統計に関する関係府省等連絡会議を設けられて、2 回ほど検討が行われたということが記載されております。具体的にどういうことを検討されたのか。具体的にそれをどう方向づけられたのか、生かされたのか、あるいは検討のレベルにとどまっているか。詳しく御説明をいただきたいと思っております。

○樋口部会長 これは統括官室でしょう。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 この会議は 2 回ですが、常日ごろ各省とはいろいろなやり取りをしているところです。この会議で具体的にどんな検討をしたかということですが、幾つか例を挙げますと、例えば本年 2 月に国連統計委員会が行われました。そこで決定された短期経済統計の実行計画について、この連絡会議で周知いたしまして、その中で今後作成が予定されております経済指標の早期推計に係るハンドブックといった実務的なものがあるんですが、その作成について関係府省の協力を得ながら対応をするということにしております。

そのほか、基準あるいは分類の関係で言いますと、UNESCO が中心となりまして検討をしております国際標準教育分類の改定といったようなことがございます。このような国際的な動向に関連するような重要な課題について、この会議で担当府省等から情報提供を得まして、関係府省での情報共有、共通認識の醸成を行っております。

このほか、いろいろな場面で、例えばアジア太平洋地域ですと ESCAP という国連の機関がございます。そういったところで設置されます専門家グループなどにメンバーとして参加しております、そういったことにつきましても関係府省の協力を得ながら、推進していくということを行っております。

我が国の統計は基本的に分散型ですので、このような連絡会議を通じまして、情報共有、情報交換を行っていくということが非常に重要だと考えております。

○首藤委員 そういう個別の事項についての情報共有がなされていることはよくわかりました。しかしながら、こういう会議で設けたことのもっと大きな意味は、戦略的な対応ということにあるのではないかと思います。国際対応力ですね。そのことについて、明確な方向性についての議論はなされなかったのでしょうか。

○樋口部会長 要は受け身ではなくて、むしろ積極的にこちらから働きかけて、国際基準に影響を与えていくというような取組みがなされたかということです。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 現実の場面で言いますと、総合的と言うよりも、個々の分野でいろいろな課題が起こっております。そういう中で戦略的な対応をしております、例えば昨年、国勢調査が実施されましたが、国連では 2010 年人口センサスの原則・勧告をまとめております。これは幾つかワーキンググループをつくって国連がまとめたのですが、そのワーキンググループの一つの座長を日本の統計局が務めて、各国調整を

行っております。そういった形でいろいろな分野で、それぞれ重要な対応を行っているということです。

この連絡会議はそれぞれの分野での対応をほかの府省も知っていただくということで、国際社会全体として、どのようなことが起こっているかを認識した上で、個々の分野の対応をするということが非常に重要だと考えておきまして、そういったことについて、以下の内容の対応をしているということでございます。

○樋口部会長 首藤委員、どうでしょうか。

○首藤委員 より積極的に全体的な方向性を明確にして、各府省がそれぞれ対応するというような形になっていっていただきたいと希望をしたいと思います。

○樋口部会長 深尾先生、どうぞ。

○深尾部会長代理 これに関して、首藤委員の提起されたことは非常に大事だと思います。⑥のところ具体的な措置が書かれているかどうかははっきりしないと思うのですが、今後の方向性として、国際的な統計の基準などがつくられるときに、必ずしも日本の発言は十分ではなくて、今後はもっと積極的に参加して、例えば基幹統計に関しては海外でどういう動きがあって、それに各府省が十分に対応をしているかどうか。恐らくされるとしたら総務省がされることだと思うのですが、日本のどこかが継続的に見守って、対応をしていくようなことを考えるべきだと思います。

例えば科学技術研究調査に関する国際的な統計のマニュアルとして、フラスカティ・マニュアルというのがあって、その内容について議論をする OECD の NESTI という科学技術統計指標に関する専門家会合があるのですが、総会が原則年に1回開かれるんですけども、総務省は必ずしも毎回出席されていないと思います。そういう意味で、日本は取り残されている分野が起きている可能性があって、ここは将来的にも重要な問題で、真剣に考えていくべきだと思います。

○樋口部会長 統括官室、どうぞ。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 NESTI につきましては、総務省の持っている科学技術研究調査よりも若干広いことをやっております。そこには文科省の研究所の方も毎回参加して、しかもメンバーになっています。そういった関係で、日本としては対応しているという構造になっております。

○深尾部会長代理 そうすると文科省から科学技術調査について、OECD の場でこういう議論があって、こう直すべきだという議論が出ているということは情報収集をされていて、対応されているということでしょうか。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 それは当然、情報共有をしています。そういった場にこの連絡会議が使われているということです。

○樋口部会長 国際的対応については、統括官室に担当がいるというスタイルなのか。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 そうです。統括官室の重要な任務の一つとして、

国際統計基準の統括というのがございます。一般的にはいろいろな国際会議の窓口を統括官室で行っています。ただ、現実の場面で言いますと、国勢調査なら国勢調査、科学技術なら科学技術、それぞれの分野でいろいろなことが起こっているというのが現実ですので、そういったものは各府省が直接対応しております。したがって、それをどこで何が起きているかということをも日本全体でわかるようにするのが、この連絡会議の役割と考えております。

○樋口部会長 これについては評価のところ、また我々で議論をしていくということにしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。山本委員。

○山本委員 10 ページの⑫で学会との関連ということですが、先ほど専門性という話とも関連していると思いますが、基本的にここでは研修に研究者を呼んだり、共同研究をしたりという、これは従来からある形だと思いますが、左のページでは例えば大学院の講義に出た方がいいということが書かれているわけです。

これは何が問題なのかというと、先ほどから話があるように、日本の統計職員は公務員として採用されて、必ずしも専門教育を受けていない。外国の場合は PhD がたくさんいる。そういうことを考えると、雇われた後でも専門教育をきちんと受ける必要がある。研修だと目的思考型でかなり狭いことしか学べないので、大学院などに通って、きちんとベーシックなことから学んでいくようなシステムによって人を育てる必要があるのではないかと思います。

人数が多いところは是非そういう形で、その人たちの時間を奪うことになりませんが、そのような内部教育をきちんとした方がいいのではないかと思います。そういう方向を考えられておられるかどうかという点について、少なくとも今のところは大学院の講義を聞きに行かれるようなところはないというので、ちょっと質問をしたいと思います。

○樋口部会長 これはどこに聞けばいいでしょうか。統計局。

○総務省統計局 うちが多分ボリュームが一番大きいところがございます。私どもも研修の重要性は十分認識してございまして、人事院の制度で、海外や国内の大学院への留学制度がございますので、そういうものをできるだけ積極的に活用して、職員の能力向上に努めているということでございます。

○樋口部会長 これは人事院でも統計部局とは必ずしも関係はないのですが、人事院として、今の御質問のようなことに対して、どう考えていらっしゃいますか。

○人事院事務総局総務課 人事院として、そういう大学における修学等のための制度を整えておりますので、それらについて各府省で積極的に活用いただければと思っております。

○樋口部会長 国家公務員の場合、サバティカル、研究休暇という制度がスタートするとか、したとかいう話を聞いていますが。

○人事院事務総局総務課 申し訳ありません。そちらは専門ではございませんので、すぐにお答えしかねます。

○樋口部会長 そうしましたら、調べた上で御報告をいただけますか。

ほかにどうでしょうか。よろしければ、次の議題に移りたいと思います。また今の議題についてフィードバックすることがあるかもしれませんが、とりあえず次の項目に移りたいと思います。

オーダーメイド集計、匿名データの作成及び調査票情報の提供に関する取組み状況について、まず事務局及び総務省政策統括官室から説明をいただき、質疑を行いたいと思います。

それでは、事務局からお願いします。

○内閣府統計委員会担当室若林参事官 それでは、まず資料4を御覧ください。「二次的利用等に関する検討事項について」いうことで、こちらの方も法施行状況報告の記載内容及び説明のポイントとありますが、法施行状況報告の中で法第32条に関連するもの、33条に関連するもの、オーダーメイド集計、匿名データの作成、提供に関するものでございます。法施行状況報告の報告書の中では分かれたところにありますので、それをまとめたものが資料5でございます。御参照いただければと思います。

これらの取組みにつきまして、昨年度の第3ワーキンググループの検討結果、3.の方に記載してございますけれども、そちらも踏まえて総務省政策統括官室からまとめて説明をしていただきます。こちらの対象府省は、実績のある関係府省としては2.にありますとおり8府省が関係しております。

私どもの説明は以上でございます。

○樋口部会長 それでは、総務省、お願いします。

○総務省政策統括官室 総務省政策統括官室の上田と申します。私から統計法第32条、33条の施行状況、委託による統計の作成等の実施、匿名データの作成、提供につきまして、全府省を概括いたしまして、報告をさせていただきます。資料5と資料6を用いて説明させていただきます。

資料6の「1 統計法第32条及び第33条の施行状況」。これは資料5の27ページと28ページから簡単に御報告をさせていただきたいと思います。

調査票情報の二次利用というのは、調査実施者が得られた調査票情報を用いて、統計の作成を行う場合、統計を作成するための調査にかかる名簿に使用する場合には、自らその使用が認められているというものでございます。

平成22年度中の実績につきましては、表19に府省別にとりまとめてございます。利用件数自体は、昨年度1年間で646件と報告を受けております。そのうち統計の作成を行う場合、集計をする場合は580件、統計を作成するための名簿に使用したケースとして66件という報告を各府省から受けておるところでございます。

調査票情報の提供でございます。統計法第33条では国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人、その他これに準ずる機関、会計検査院などを指定しておりますけれども、そういった機関が統計の作成を行う場合、または統計を作成するための調査にかかる名簿の

作成を行う場合に調査票情報の提供をすることができるとされております。

そのほかに統計法第 33 条では、こういった公的機関が行う統計の作成と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めているものということで、具体的には 28 ページの上の 3 つのポツで書いてございます。

具体的には公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成をする場合は、調査票情報は提供することができる。公的機関が費用の全部または一部を公募の方法により、補助する調査研究に係る統計の作成。これは何かと申しますと、具体例としては科研費と言われるものの提供を受けている調査研究の場合。

3 番目といたしまして、国の行政機関、地方公共団体が政策の企画立案、実施または評価に必要と認める統計の作成等、その他、特別な事由があると認める統計の作成等ということで、行政機関がこの統計は必要だと公文書で認められたようなものについては、それを作成するために調査票情報の提供をお貸しすることができると規定されています。

こちらにつきまして、昨年度の平成 22 年度 1 年間の実績ですけれども、まず公的機関への提供ということで、第 33 条第 1 号の規定に基づく提供が昨年 1 年間で 2,975 件です。ほとんどが地方公共団体への提供とお考えいただければと思います。法第 33 条 2 号の要件といたしまして、公的機関と共同研究、科研費などの費用を受けている調査研究。それから、国として必要だと認められた統計の作成に関わる研究者の方にも、こういった要件を満たせば、提供されているということですが、この提供の件数が 133 件となっております。最も多いのが表の真ん中に書いてありますように、科研費等の補助金を受けて調査研究を行う場合に、調査票情報を使用しているといったことが言えるかと思えます。

32 条、33 条は以上です。

続きまして、オーダーメイド集計と匿名データの作成提供にかかる状況につきまして、概要を御報告します。資料 6 の 2 に基づきまして、公的統計基本計画に基づく対応の状況。それから、昨年度いただきました審議結果報告書でいただいた宿題的な内容の進捗状況につきまして、御報告をさせていただきます。

「2 公的統計基本計画に基づく対応」。まず基本計画では、オーダーメイド集計、匿名データの作成提供につきまして、各府省が 1 年間の年度計画を策定して、それに基づいて対応していくということになっています。

この年度計画は 22 年のものではなくて、23 年のものを資料 6 の別紙 1 として御用意させていただきました。表面がオーダーメイド集計に対応している統計調査の一覧。裏面が匿名データの提供に関する各省の計画の状況でございます。各省ともこういった計画を立てながら、着実にオーダーメイド集計の拡大、匿名データの拡大に努力をいただいているところでございます。

これは各府省の対応事項として、対象の調査を順次拡大していくといったものが公的統計基本計画には記載されてございます。これにつきましては資料 6 のイですけれども、オーダーメイド集計では 21 年度サービスを行った統計調査の調査数自体は 6、括弧書きは

例えば国勢調査であれば平成 12 年、17 年といったような年次があるわけです。

この年次を例えば遡及して、数を増やして、それを 1 とカウントした場合には 13 年次分といったものが提供をされていたわけですが、平成 22 年度は 20 調査、対象延べ年次数は 87 年次分といったもので、対象自体は拡大をされております。それに伴いまして、実際にオーダーを受注した実績でございますけれども、21 年度実績は 4 件でしたが、22 年度は 12 件と増加をしているところでございます。

匿名データの提供に関しましては、平成 21 年度 4 調査 13 年次分、22 年度 1 年間で提供した統計調査の数は同じでございましたが、提供の実績自体は 20 件から 38 件に増加をしたところでございます。匿名データにつきましては、現在、労働力調査が統計委員会の諮問にかかっているところでございます。国民生活基礎調査が先般諮問を経て、今回の年度計画でも今年度中にサービスを提供するという計画になっておりますので、調査数も今後着実に増えていくと見通しているところでございます。

基本計画にはオンサイト利用の検討をするといったことが、総務省の課題として記載されております。これにつきましては、有識者からなる統計データの二次的利用に関する研究会を総務省政策統括官室の方で実施しております。これは資料に付いております別紙の 2 という資料があります。

統計データの二次的利用の促進に関する研究会の開催についてということで、この研究会ですけれども、検討事項 2 の (オ) にその他、統計データの二次的利用に関する諸課題、オンサイト利用等について検討をするということになってございまして、この場で工程表をつくった上で、検討を進めているところでございます。

統計データの二次的利用促進に関する研究会の今後の検討及びスケジュールといった資料を付けさせていただいております。この中で端的に説明いたしますと、裏面の今後のスケジュールについてということで、我々としては 2 段階で報告をしていただくつもりでございまして、1 段階目が今年度末までに現行法制度下で対応が可能な施策の中間報告をいただいた上で、25 年 3 月に二次的利用に関する検討の包括的な報告書をいただいて、その後、アーカイブ等についても詳細な検討をいただいて、結論を得るといった計画を立てて、対処しておるところでございます。

資料 6 のデータアーカイブの整備の検討につきましては、総務省政策統括官室として、今年度、調査研究予算を確保いたしまして、その費用で委託等を活用して、調査研究を実施する予定としております。そのほかにも先ほど御説明をさせていただいた研究会で、その検討を進めるということにしております。

イの調査票情報の保管に関するガイドラインを基本計画では策定せよと総務省にミッションとして与えられているところでございます。このガイドラインにつきましては、関係省と調整の上、調査票情報等の管理及び情報漏洩等の対策に関するガイドライン、平成 23 年 3 月 28 日付統括官決定をしておりますけれども、このガイドラインを昨年度末に作成したところでございます。

この概要につきましては、別紙3に内容を書いてございます。詳細は説明を省略させていただきますけれども、この情報は30ページ近くのガイドラインですので、もし必要であれば、下にURLを書いてあります。このガイドラインは23年10月1日から施行する予定で、現在、各府省で着実にこの施行に向けた準備が進められていると承知しております。

裏面ですけれども、統計法施行状況に関する審議結果報告書で、こうしたらいいといったアドバイスをいただいております。このアドバイスについての対応状況について、一通り説明させていただきます。

まず1つ目として、二次的利用の対象の順次拡大につきましては、今しがた説明をしたとおり、対象調査数、受注実績ともに拡大をしております、23年度も引き続き伸びていくものと我々は見通しをしております。

併せまして、現在、総務省においては匿名データの作成時点を調査から5年置くといったことがとられておりますが、これにつきましても審議結果報告書の中では、少し短くしてはどうかといった提案がなされたところです。これにつきましては、労働力調査については、現在3年間ということで諮問をしていると承知しております。

利用目的の範囲についての検討です。現在、二次的利用は学術研究目的、高等教育目的に限定されているところでございます。この利用目的のいわゆる制限につきましては、先ほど説明いたしました統計データの二次的利用促進に関する研究会の大きなテーマとしては、今年度、来年度に結論を出していくということで検討しております。

二次的利用の周知、情報管理についての利用者への啓発といった点も、法施行状況に関する審議結果報告書では指摘をされているところでございます。これにつきましては、年度計画を公表するほか、関連学会に参加をいたしまして、パンフレット等を配るといった方法を行っております。作成したパンフレットにつきましては、別紙4として、御参考までに配付をさせていただいております。

調査票情報の適正な管理を推進するため、今回作成いたしました管理ガイドラインの策定に合わせまして、統計法第33条の運用に関するガイドラインを改正いたしまして、この中で調査票情報の利用については提供者が利用者に対して、統計法における適正管理の義務及び罰則の適用について、必ず伝達をするように明記いたしておりますので、これに準じて各省でも順次御対応いただいているものと承知しております。

利用手続きの改善についても御指摘されております。これにつきましては、統計ニーズにかかるアンケートに寄せられた意見等を踏まえまして、調査票情報の利用機関をガイドラインでは原則1年としていたところ、最長3年に先般拡大させていただきました。

匿名データの利用に当たりましては、公表義務を課しているわけですが、この公表が学会等の公表という受け止めをされていまして、ハードルが高いといった御意見もありましたので、ガイドラインを改正いたしまして、ある機関で調査実施者側で公表する場を設けたいといった申し出があったものですから、それを認めるよう、ガイドラインをそこで公

表できるといった措置が取れるようなガイドラインの改正を行ったところでございます。

調査票情報の利用に関しましては、先ほど説明したとおり、管理ガイドラインを策定して、各省で対応中ということ。オンサイト利用における調査票情報の利用手続きの簡素化につきましては、今後、研究会で着実にどのようにすべきかということについて、とりまとめを図っていきたいと考えておるところでございます。

総務省からの説明は以上です。

○樋口部会長 それぞれの省庁からも聞きたいところですが、時間の制約もありますので、今の総務省からの説明でこの点は補いたいというのが各府省にございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

よろしければ、質疑に移ります。どなたからでも結構ですので、御意見をお願いします。井伊委員。

○井伊委員 丁寧な御説明をどうもありがとうございました。1点、資料5の30ページの表23に関連してございます。確か海外の研究者への匿名データの提供はなかったと思うのですが、それは確かですか。

○総務省政策統括官室 私の承知をしているところでは、海外でも一定の要件を満たせば、匿名データは提供できるとガイドラインに規定しておりまして、1件ほどあったと承知をしております。32条、33条提供に関しては、海外への提供はガイドラインで禁止させていただいているんですけれども、匿名データに関しましては一定の要件を満たせば、提供できるという形にしてございます。

○井伊委員 1つ御意見をお伺いしたいんですけれども、表23の一番右に「国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合」というのは、具体的にどういう状況を想定していらっしゃるのか。

○総務省政策統括官室 具体的に申しますと、個別の名称を挙げれば、ルクセンブルク・インカムスタディーといった諸外国の情報を集めて、統計を研究者に提供するという仕組みを運営されている団体があると承知をしております。こういった取組みをされている場合には、要件として諸外国から調査票情報の提供を複数受けていると。諸外国の政府から援助をきちんと受けていると。それで比較可能な情報であるといった要件を満たせば、そういった機関に匿名データの提供を行って、そこで集計した結果を研究者に提供することができるという利用を想定して、一番右側を規定しております。

○樋口部会長 よろしいですか。どうぞ。

○総務省統計局 先ほどの説明で1点訂正を申し上げますけれども、海外からの匿名データの利用ということだと、私どもの方では2件ございます。1件は日本人の方が外国の大学に就職なさって使っている場合。もう一件は韓国の方でしたけれども、日本の一橋大学に来ておられた方が利用しているという場合でございます。匿名データに関しては、国内でもきちんとセキュリティーが確保された場所でしか使えませんよと、いろいろと制限をかけてございます。海外においてもそれと同等、あるいは海外は我々が出かけていって

チェックすることはなかなかできませんので、それ以上にきちんとした状況を確保した上で、利用していただいているということでございます。

以上です。

○樋口部会長 よろしいですか。ほかにどうでしょうか。山本委員。

○山本委員 資料5の28ページの表20で、法第33条に基づくもので、第2号の案件。例えば科研ですけれども、申し出に対して、これはほとんどアクセプトとされているのでしょうか。それとも、申し出は断られているのか。断られている場合は主にどういう理由かがもしわかればと思います。あるいは申出者に理由は伝えられているのか。申し出を断る場合には、どういう対処をしているかをお聞きしたいです。

○樋口部会長 では、お願いします。

○総務省政策統括官室 まとめて私の方でお答えさせていただきたいと思います。その申し出がどういう手続かという、正式な文書で提出されたということを想定しますと、ガイドライン上はそれをお断りする様式は用意しておりますけれども、基本的にはお断りをされた事例はないのではないかと考えています。それは事前に相談をしながら申し出をするということなので、文書で断るということはないと思います。

御相談の段階で、例えばセキュリティー要件がしっかりしていないとか、そういった場合にはもしかしたら断られる事例はあるかもしれませんが、基本的に要件を満たせば、各省さんともできるだけ協力をするというような御対応を取られていると承知しております。

○樋口部会長 よろしいですか。ほかにどうでしょうか。

○深尾部会長代理 別紙3のガイドラインの概要の真ん中辺に、調査票情報等の保存機関を永年保存扱いとし、その対応を明記すると、過去のデータを利用する上で非常に重要なことが書いてあると思いますけれども、確認したいのは調査票情報等の中には名簿情報も含まれるかということと、さっき聞き漏らしたのかもしれませんが、いつからこのガイドラインは実施されて、各省が従わないといけないかを教えてください。

○総務省政策統括官室 まず施行期間ですけれども、平成23年10月1日から施行されることとなりますので、これ以降はこれに準じて、各省さんに御対応をいただいていると。ただし、調査票情報につきましては、その間に問題があっては困りますので、我々としてはこの期間をつなぐために事務連絡等で捨てないようにといったお願いをさせていただいているところでございます。

調査票情報に所在地が載っているといったものであれば、保存規定をきちんと整備していれば保存をされますし、調査上で使われるものについては、調査票情報等の中には入っておりませんので、例えばどこかの調査票情報をコピーして名簿にした場合、それで調査を行いましたといった場合は、それについては一定期間で破棄をされると承知しております。ですから、今回のガイドラインの中には、この名簿は入っておりません。

○深尾部会長代理 前に別件で伺ったときには、調査票情報等の中には名簿情報も入って

いると伺った。名簿の中には、例えば総務省から、調査に当たって事業所・企業統計調査の名簿を入手して調査する、それは廃棄しないといけないので残っていないと思うんですけども、各府省が実際に統計を実施するときには、住所とかそういう情報は勿論持っていて調査をして、その対応表は残らないものですか。

○樋口部会長 コードを残していかないとマッチングができないという。

○総務省政策統括官室 ですから、調査票情報に格納される、例えば事業所番号とか、そういった情報は調査票情報の中に入っています。

○深尾部会長代理 ただ、例えば事業所番号でも工業統計調査であれば、独自の事業所番号が使われていて、ほかとマッチングできないという問題が起き得ると思うんですけども、そのときにほかとマッチングできるような、例えば事業所・企業統計調査の番号とのコンバータみたいなものも保存することが大事だと思いますが、それについてはここには入っていないということですね。

○総務省政策統括官室 コンバータだけの情報ですか。番号だけが羅列している情報。

○深尾部会長代理 例えば事業所・企業統計調査の番号と工業統計調査の番号のコンバータのようなものです。

○総務省政策統括官室 調査票情報とはしていないと思いますので、保存は任意ということになると思います。

○樋口部会長 ただ、今後のビジネスレジスターを考えていきますと、事業所と企業でまさに共通番号が付されてくるわけですね。それは残されるわけでしょうが、将来的に今後であるからわかりませんが、本来、各省庁のばらばらのコードは不要になってくるわけですね。共通番号の方で置き換えていくと。両方並んでという形ではなくて、置き換えられていくという方向性を取った方が合理的ではないかという意見も出ておりますが、それは今後検討していただくということになるかと思えます。今は結構です。

そのほかにこれは私の印象ですが、二次利用については、省庁によって大分温度差があるように見えます。例えば 28 ページの表 20 を見ましても、その合計の中に占める半分以上が厚生労働省の比率になっているとか、逆に非常に少ない省庁も目立つということもあります。

また、匿名データについて、この提供するデータ調査が今後は更に増加するだろうというようなことでしたが、ここについても現行は総務省ですし、23 年度については厚生労働省の国民生活基礎調査が加わるというお話だったのですが、ほかのところの動向は今、検討なさっているのだという御説明でしたが、もう少し具体的に御説明をいただけますか。

○総務省政策統括官室 今後 1 年間の見通しにつきましては、資料 6 の別紙 1 の裏面に書いてございます。現時点で匿名データに関しましては、各府省さんとも国民生活基礎調査を除きまして、非常に難しいと考えておるのが現状でございます。

○樋口部会長 難しいと言われると、それで終わってしまうのですが、なぜ難しいのかというところについて検討をしていかないと、いつまでも難しいという状況は変わらないだ

ろうと思います。

○総務省政策統括官付統計企画管理官　ここは国際的に見ましても、世帯調査であれば匿名データはつくっているのですが、企業対象の調査で匿名データをつくるとなると、技術的に非常に難しいということがございまして、今は世帯調査中心の役所が取り組んでいるというような状況になっています。

○樋口部会長　ただ、世帯調査でも、ほかの役所でもございますね。農家であるとか、いろいろとそういったものは出てくるとは思います。御検討をいただくとしたいと思います。

もう一点、オンラインのところで、これはオンラインとは言っておりませんが、日本学術会議から今年提言が出たと承知しています。大型共同研究拠点という中に、政府統計に限らず、統計についてのアジアを中心とした、特に日本も含めた大型研究についての促進といったものが提言され、この間の総会でそれが認められたという方向で、方向性が打ち出されたのだらうと思いますが、それと是非御議論なりをしていただきたいと思います。

○総務省政策統括官室　オンラインにつきましては、まだ検討期間がしばらく残されておりますので、そういったものも踏まえながら、検討を進めたいと思います。

○樋口部会長　安部委員、どうぞ。

○安部委員　今日は皆様お忙しいところを遅刻いたしまして、大変失礼いたしました。

今の件に関連してですけれども、広く匿名データあるいは二次利用の提供に関してですが、国際的に日本の統計が利用されるということは今後はかなり意識していただくのがいいのではないかと、私個人としては考えております。日本はこれから人口も減少していくわけですし、いろいろな理由で日本の統計の利用者なりカスタマーは、日本にいる人間には限られないのだという気持ちで考えていただくのがいいのではないかと思います。

海外でそんなに日本に対する関心があるかという問題ですけれども、確かに海外も以前ほどはないかもしれませんが、たまたま6月に日本でありました国際会議に出席したときに、南カリフォルニア大学のロバート・ディーケル教授から、とにかく日本のデータをもうちょっと簡単に使えるようにしてほしいという要望がありました。こういうところで名前を出しても構わないと御本人から許可をいただいております。そのように関心を持っていただける方もまだいらっしゃるわけですから、こういうことを是非大事にさせていただきたいと思います。

○樋口部会長　廣松委員、どうぞ。

○廣松委員　この二次的利用に関しては実際に提供が始まって、先ほど御報告いただいたとおり、急速には言えないかもしれませんが、利用実績は着実に伸びていると評価できると思います。

資料6の別紙の2のところで、研究会のことを紹介をしていただき、4ページでこの研究会の報告を出すのが大体25年3月となっておりますが、気を付けなければいけないとか、注意しておかなければいけないのは、実はこれ研究会の活動自体、必ずしも統計法の中の動きだけではなくて、政府の高度情報化推進本部の動きも睨んだものになってい

るということです。といいますのは、IT戦略本部では大胆なシステムや情報の提供が議論されていて、その一部には統計法上、慎重に考えないとまずいという点も含まれています。

そういう意味で、二次的利用の問題は、現在すでに必ずしも統計法の中だけで閉じたものではなくて、周りの動きをも十分に意識をした上で考えないといけない問題ではないかと思います。今、安部委員の方からは、外国人のユーザーの方からの強い要望について発言がございましたが、同時に国内的にもかなり大きなかつ速い動きがあるということを認識する必要があります。

もう一点今回の大震災の被災状況に関して、それぞれの省で迅速に対応していただいて、貴重な情報を出していただきました。ただし地域を限定し、例えば特に公共的な施設ということになると、対象が特定化されてしまうおそれがある。でも、それが社会的に極めて重要な情報であり得るということが起こりうると思います。現在、統計法上は特定化されてしまう場合には公表できませんが、今回の大震災のような場合、二次的利用という範囲で考えるのか、もっと統計法上の公表というか利用というか、その範囲の問題として考えるのか、難しい問題だと思います。その点は今、議論をしている、二次的利用とは少しレベルが違う話かもしれませんが、今後は考えなければならない重要な点ではないかと思います。

○樋口部会長 どうぞ。

○総務省政策統括官 非常に重要な点を御指摘いただいたわけでございます。今お話がありましたように、検討スケジュールでも書いておりますように、現行法の下でということを書き、その後のところは更にその枠を超えてということでございます。先生はよく御存じのように、この点につきましては、政府もその他の動きを見ながら検討をしていく必要があるだろうということで、番号制の問題とかそういうのも横目に見ながら、向こうの持ち得る機能があるとするならば、それを活用していくということもあろうかと思えます。

統計も政府が持っている情報でございますけれども、その他の政府が持っている情報はさまざまな情報がございます。それをどういうふうに国民の方々に使っていただくか。日本として役立っていくかということになるわけでございますが、行政が持つておる行政記録をどう使っていくのかという点と、統計調査という中で得られてきた情報、これをどう使っていくのか。これは各国ともいろいろと工夫をしてやってきておるようでございます。先生も御存じのとおり、勉強を仕出すという形になってきております。そこの折り合いをどうやって付けていくのかということですね。

行政として得られた情報が中心になって、統計を今後も継続的に使っていくためには、そこも厳しくやっておるところがあるので、そこのバランスを諸外国の例を参考にしながら、考えていきたいと思っております。今お話のありました企業と個人の世帯で違う部分もあります。その差異も意識をしながらやっていきたい。

それから、平常時と非常時に問題があろうかと思えます。この研究会では、まずは平常

時のことをベースとした上で、非常時のことは別途。非常時の話になってきましたら、これは統計だけの話ではなくて、全体の話だろうと思いますので、そういったことも含めながら、より大きな動きもにらみながら、研究会でも御検討をいただければと思っていますところでございます。

以上です。

○樋口部会長 今のお話の4ページですと、25年3月に二次報告書が出て、その後、アーカイブの残された課題の検討を行うと。この基本計画の見直しがとほぼ同時に行われるわけで、それでいいとか悪いとかいうことではなくて、事実関係として、そうなっていくということでありますので、その点は御承知おきいただきたいと思います。

○総務省政策統括官 方向性として、現在の基本計画で示された方向性に沿って検討をしておると、我々は理解をしているところでございますので、恐らく次の基本計画との間でそごが生ずるようなことはなかろうと思っております。

○深尾部会長代理 次の基本計画を考えるに当たって、この二次利用のシステム、オンサイトとかをどうするかという方針は非常に大事なので、方針だけでも是非、その基本計画を考えるまでに提示していただけるようなスケジュールで進めていただけると、非常にいいかと思います。

○廣松委員 先ほど統括官から御紹介があったとおり、一次報告書は24年3月に出す予定です。その内容はさっきの話にもありましたとおり、現行法の下でのものであり、次期の基本計画もそれに基づいてなされるのではないかと思います。もし現行法まで改正するというようなことになると、基本計画の在り方も変わることになると思われま。ただ、そのためには法的な改正のための準備とか、基本計画の考え方の整理とかいろいろな準備が必要でしょうから、我々の研究会の方でも色々な論点を議論し、詰めた上で最終報告書を出したいという考えであります。

○樋口部会長 研究会は研究会の方で独自に進めていただければよろしいかと思いますが、24年3月まで諸外国の実態把握となっておりますが、実態把握の方は相当なさっているのではないかと思いますので、新たに来年3月までという時期をどうするかというのも御検討をいただければと思います。

よろしいでしょうか。時間の都合で、この後、公務で御退席なさる先生もいらっしゃいます。そうしますと定員割れを起こすということになりますので、間もなく終わりたいと思いますが、二次利用について何かございましたら、どうぞ。もしなければ、少しとりまとめたいと思います。そして、行政記録については次回に回したと思います。

まず人材の育成・確保のところでお指摘いただいたことをまとめてみますと、例えば専門性を高めるというような人材の確保・育成のところにおきましては、平成22年から着手したというようなことで、まだ1年しか経っていないので、多くの省庁におきましては海外の実態把握といったものに努めたということがあったかと思えます。

ただ、今後も海外での実態把握の結果を参考にしながら、日本の現状を考慮しながら、

統計に関する高度人材の検討を進めていくというようなことが確認されたのかなと思っております。更に統計に関するキャリアパスの問題と関連しまして、戦略的国際対応力の向上支援というようなことにつきましても、現行は連絡会議を通じて、情報の共有が各府省でなされているということだろうと思いますが、更に積極的にこれを戦略として進めていくというようなことについて、検討を加えていただきたいというようなことではなかったかと思えます。

3番目の点としまして、大学院等への職員の派遣についても、現行としてはなかなか難しいところがあるわけですが、促進を図っていくことを検討するというようなことを確認したのではないかと思います。

以上、3点が人材の育成・確保で、本日御指摘いただいた点として要約できるのではないかと思います。いかがでしょうか。後ほど付け加えること、あるいは修正すべきことがございましたら、基本計画部会において検討していくということにしたいと思えます。

一方、二次利用のところにつきましても、廣松先生の表現ですと、着実に進展しているという言葉がありました。それを確認した上で、更に促進すべきところがあるのではないかとこのところで、それについては具体的に幾つか問題を提起されましたので、具体的にどうすればいいかということは、具体的に文章化を図っていきたいと思っておりますので、そのように扱わせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の基本計画部会はこれくらいにしたいと思えますが、最後に次回の日程についてお願いします。

○内閣府統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は7月22日、統計委員会の終了後に本日と同様にこの会議室で行われます。

議事は、今日残りました行政記録情報等の活用、ワーク・ライフ・バランス、非正規雇用に関する統計整備についてヒアリング等のほか、既に皆様に意見聴取をさせていただきました確認事項及び追加重要検討事項の確定等を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○樋口部会長 それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。